

令和7年1月27日

令和7年第5回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

議第91号 恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	5
議第92号 恵那市印鑑条例の一部改正について	37
議第93号 恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	39
議第94号 恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	41
議第95号 恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	43
議第96号 恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	45
議第97号 恵那市スポーツ施設条例の一部改正について	47
議第98号～議第146号 指定管理者の指定について（49件）	57
議第147号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について	107
議第148号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について	109
議第149号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	113
議第150号 令和7年度恵那市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議第151号 令和7年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第152号 令和7年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第153号 令和7年度恵那市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議第154号 令和7年度恵那市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議第155号 令和7年度恵那市病院事業会計補正予算（第2号）	別冊
議第156号 令和7年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号）	別冊

議第91号

恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

公の施設の使用料の考え方に関する指針に基づき、使用料の額を変更するなど所要の改正をするため、条例34本を一つの整備条例として、この条例を定める。

恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(恵那市防災センター条例の一部改正)

第1条 恵那市防災センター条例（平成20年恵那市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「300円」に、「5,500円」を「7,700円」に改める。

(恵那市共同福祉会館条例の一部改正)

第2条 恵那市共同福祉会館条例（平成16年恵那市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,220円
2,130円
400円
610円
400円
610円
400円
610円

を

1,830円
3,190円
600円
910円
600円
910円
600円
910円

に改める。

「

「

」

」

(恵那市明智文化センター条例の一部改正)

第3条 恵那市明智文化センター条例（平成16年恵那市条例第109号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,220円	240円
1,830円	240円
300円	160円
450円	160円
300円	160円
450円	160円
300円	160円

を

1,830円
2,740円
450円
670円
450円
670円
450円

「

「

450円	160円
300円	160円
450円	160円

」

360円
360円
240円

に改める。

670円
450円
670円

(恵那市山岡陶業文化センター条例の一部改正)
第4条 恵那市山岡陶業文化センター条例(平成16年恵那市条例第118号)の一部を次のように改正する。

「
 別表中

25,710
36,000

 を

29,820
41,760

 に、
 」」

「

5,140	4,110
3,080	2,570
1,020	820

 を

5,960	4,760
3,570	2,980
1,180	950

 に、
 」」

「

2,210	2,210	3,290	5,450
-------	-------	-------	-------

 を

2,560

 に
 」」

2,560	3,810	6,320	に、	510	を	590
			」		」	」

に改める。

(恵那市山岡陶業ギャラリー条例の一部改正)

第5条 恵那市山岡陶業ギャラリー条例(平成16年恵那市条例第119号)の一部を次のように改正する。

「

別表中	2,210円	2,210円	3,290円	5,450円	を
					」

「

2,560円	2,560円	3,810円	6,320円	に改める。
				」

(恵那市上矢作基幹集落センター条例の一部改正)

第6条 恵那市上矢作基幹集落センター条例(平成16年恵那市条例第165号)の一部を次のように改正する。

「

別表中	610円	160円	を	910円
	300円	160円		450円
	300円	160円		450円
	300円	160円		450円
				」

240円	240円	240円	240円	に改める。

」

(恵那市上矢作東部地区活性化施設条例の一部改正)

第7条 恵那市上矢作東部地区活性化施設条例(平成16年恵那市条例第166号)の一部を次のように改正する。

「

300円	160円	450円

	300円	160円		450円
別表中	300円	160円	を	450円
	610円	160円		910円
	610円	160円		910円

」

240円	
240円	
240円	に改める。
240円	
240円	

」

(恵那市ふれあい会館吉良見条例の一部改正)

第8条 恵那市ふれあい会館吉良見条例（平成17年恵那市条例第49号）の一部を次のように改正する。

	610円	160円		910円
別表中	300円	160円	を	450円
	300円	160円		450円
	300円	160円		450円
	610円	160円		910円

」

240円	
240円	
240円	に改める。
240円	
240円	

」

(恵那市コミュニティセンターライフセンター条例の一部改正)

第9条 恵那市コミュニティセンターライフセンター条例（平成28年恵那市条例第5号）の一部

を次のように改正する。

「	」	「	」
300円	160円	450円	
300円	160円	450円	
1,220円	240円	1,830円	
300円	160円	450円	
300円	160円	450円	
610円	160円	910円	
300円	160円	450円	
610円	160円	910円	
300円	160円	450円	
610円	160円	910円	
300円	160円	450円	
300円	160円	450円	
1,220円	240円	1,830円	
300円	160円	450円	
610円	160円	910円	
610円	160円	910円	
300円	160円	450円	
300円	160円	450円	
300円	160円	450円	
610円	160円	910円	
300円	160円	450円	
610円	160円	910円	
300円	160円	450円	
300円	160円	450円	
1,220円	240円	1,830円	
300円	160円	450円	
610円	160円	910円	
300円	160円	450円	
610円	160円	910円	

別表第2中

	300円 610円	160円 160円	を	450円 910円
	300円 300円 300円 610円 610円 300円 300円 1,370円 300円	160円 160円 160円 160円 160円 160円 160円 320円 160円		450円 450円 450円 910円 910円 450円 450円 2,050円 450円
	300円 300円 610円	160円 160円 160円		450円 450円 910円
	610円 300円 300円 300円 300円 300円 610円 300円	160円 160円 160円 160円 160円 160円 160円 160円		910円 450円 450円 450円 450円 450円 910円 450円
	300円 1,830円 1,220円 300円 610円	160円 320円 240円 160円 160円		450円 2,740円 1,830円 450円 910円
	1,370円 300円 300円 300円	320円 160円 160円 160円		2,050円 450円 450円 450円

300円

160円

450円

」

240円	に改める。
240円	
480円	
240円	
480円	
360円	
240円	
240円	
480円	
240円	
240円	
240円	

240円

」

「

別表第3中

1,220円
810円
910円

を

1,800円
1,210円
1,360円

」

に改める。

(恵那市岩邑いきがい会館条例の一部改正)

第10条 恵那市岩邑いきがい会館条例（平成19年恵那市条例第52号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

200円	164円
400円	164円

を

300円
600円

」

240円

240円

」

に改める。

(恵那市岩村まち並みふれあいの館条例の一部改正)

第11条 恵那市岩村まち並みふれあいの館条例(平成16年恵那市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「157円とし」を「220円の範囲内において」に改める。

(恵那市日本大正村資料館等設置条例の一部改正)

第12条 恵那市日本大正村資料館等設置条例（平成16年恵那市条例第124号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

523円	314円
314円	157円
419円	261円
209円	104円
419円	261円

を

770円
470円
620円
300円
620円

」

209円	104円
314円	261円
157円	104円

310円
470円
230円

」

470円
230円
390円
150円
390円
150円
390円
150円

に改める。

」

(恵那市大正村明智の森宿泊施設等条例の一部改正)

第13条 恵那市大正村明智の森宿泊施設等条例(平成16年恵那市条例第158号)
の一部を次のように改正する。

「

別表中	13,200 円	3,300 円	6,600 円	を、
	18,700 円	4,400 円	9,344 円	

」

「

19,500 円	4,900 円	9,900 円	に、
28,000 円	6,600 円	14,000 円	

」

「

544 円	4 時間ごとに 544 円	を	800 円	
-------	---------------	---	-------	--

」

4 時間ごとに 800 円 に改める。

」

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

区分	金額	備考
宿泊雑費	1人当たり 1,570円	シーツクリーニング、ごみ管理料等
定員外利用料金		
食器セット	1人当たり 780円	
寝具セット	1人当たり 1,570円	
毛布	1枚 310円	
バーベキューグリル	2,350円	
屋外大型テント	1時間 1,300円	午前9時～午後4時 宿泊施設利用者は、空いている場合は免除
屋外大型テント	1時間 1,650円	午後4時～午後10時 宿泊施設利用者は、空いている場合は免除

備考 その他の器具・備品の利用料等は、必要が生じたその都度市長が定めるものとする。

（恵那市くしら温泉軽スポーツ施設条例の一部改正）

第14条 恵那市くしら温泉軽スポーツ施設条例（平成17年恵那市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「314円」を「470円」に改める。

（恵那市奥矢作レクリエーションセンター条例の一部改正）

第15条 恵那市奥矢作レクリエーションセンター条例（平成19年恵那市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第11条関係）

区分	利用時間	利用料金	
1 宿泊施設 (ア) 客室	宿泊 午後3時～翌日午前	一般 1人につき 中学生以下 1人	7,800円 3,100円

	9時	につき	
	昼 午前10時 ～午後 2時	1室	780円
(イ) 会議室	午前9時～午後 5時	会議室 1室 1時間 につき	470円
	午後 5時～午後10時	会議室 1室 1時間 につき	780円
(ウ) 大広間	宿泊 午後 3時～翌日午前 9時	一般 1人につき 中学生以下 1人 につき	7,800円 3,100円
	昼 午前10時 ～午後 2時	1室	1,570円
	夕 午後 6時 ～午後10時	1室	7,800円
2 プール	午前10時～午後 4時	一般 1人につき 中学生以下 1人 につき	300円 150円
3 キャンプ場等			
(ア) キャンプ場	午後 1時～翌日 午前11時	1人につき 区画料 1区画につき	620円 780円
(イ) 日帰りバーベキュー	朝 午前 8時 ～午前11時	1人につき 区画料 1区画につき	470円 780円
	昼 午前11時 ～午後 3時30分		
	夕 午後 3時 30分～午後 8		

	時			
(ウ) バンガ ロー	午後 1 時～翌 日午前11時	1 棟		9, 400円
(エ) オート キャンプ場	午後 1 時～翌 日午前11時	1 人につき 区画料 1 区画に つき		780円 2, 300円
(オ) デイオ ートキャンプ	午前11時30分 ～午後 5 時	1 人につき 区画料 1 区画に つき		470円 1, 250円
4 屋外レク施設				
(ア) テニス コート施設	午前 9 時～午 後 9 時	コート 1 面 1 時 間につき 夜間照明 1 時間 につき		780円 470円
(イ) 運動広 場	午前 9 時～午 後10時まで	利用料金 夜間照明 1 時間 につき		無料 780円
5 体育館				
(ア) スポー ツに使用する 場合	午前 午前 9 時～午前12時	一般 中学生以下		3, 140円 1, 570円
	午後 午後 1 時～午後 5 時	一般 中学生以下		3, 100円 1, 570円
	夜間 午後 6 時～午後 9 時	一般 中学生以下		3, 920円 2, 350円
	全日 午前 9 時～午後 9 時	一般 中学生以下		9, 400円 4, 710円
(イ) 営利を 目的としない 集会等に使用 する場合	午前 午前 9 時～午前12時	一般		3, 920円
	午後 午後 1 時～午後 5 時	一般		4, 710円
	夜間 午後 6	一般		7, 070円

	時～午後 9 時		
	全日 午前 9 時～午後 9 時	一般	15,700円
(ウ) その他に使用する場合（特別施設、設備を設ける場合を含む。）	午前 午前 9 時～午前 12 時	一般	18,800円
	午後 午後 1 時～午後 5 時	一般	23,500円
	夜間 午後 6 時～午後 9 時	一般	36,000円
	全日 午前 9 時～午後 9 時	一般	78,500円
(エ) 個人利用の場合	午前 9 時～午後 9 時	1 時間につき 一般	310円
		中学生以下	150円

備考

- 1 日帰りバーベキュー及びオートキャンプの利用時間の延長は、午前は午前 11 時 30 分まで、午後は午後 9 時までとし、延長料金は、利用する区画数分の区画料とする。
- 2 宿泊者のバーベキュー利用については、日帰りバーベキュー料金（人数分）とし、2 回目以降の利用料金は利用する区画数分の区画料とする。
- 3 時間区分は、1 時間に満たない端数は 1 時間とする。
- 4 小学校就学前の者は、無料とする。

(恵那市大正村広場条例の一部改正)

第 16 条 恵那市大正村広場条例（平成 23 年恵那市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

「

200円
200円
4,180円
4,180円
20円

」

別表中

を

「

300円
300円
6,200円
6,200円
30円

に改める。

20円

30円

」

」

(恵那市根の上高原国民休養地条例の一部改正)

第 17 条 恵那市根の上高原国民休養地条例（平成 24 年恵那市条例第 43 号）の
一部を次のように改正する。

「
別表中 〔

6,850 円
367 円

 を 〔

10,000 円
550 円

 に改め、
マレットゴ
ルフ場
」
」

午前 9 時 から日没 まで	1 人 1 日	314 円	恵那山荘、キャ ンプ場、バンガ ロー又はグラ ンピング場に 宿泊する場合 は、利用料金を 免除すること ができる。
----------------------	---------	-------	--

を削り、

「
〔

4,400 円
8,380 円
40,000 円

 を 〔

6,600 円
12,500 円
60,000 円

 に改める。
」
」

(恵那市恵那峡公園条例の一部改正)

第 18 条 恵那市恵那峡公園条例（令和元年恵那市条例第 15 号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表中	「	」	「	」	に改める。
	550円 220円 無料 4,400円 22円	を	800円 330円 無料 6,600円 30円		

(恵那市串原健康管理センター条例の一部改正)

第19条 恵那市串原健康管理センター条例（平成16年恵那市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 市外に居住する者がセンターを使用する場合は、前項に定める使用料に100分の50を乗じて得た額を加算するものとする。

別表中	「	」	「	」	に改める。
	300円 200円 大人 200円 中高生 100円	を	450円 300円 大人 300円 中高生 150円		

(恵那市田園空間ビジターセンター条例の一部改正)

第20条 恵那市田園空間ビジターセンター条例(平成16年恵那市条例第132号)の一部を次のように改正する。

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市外に居住する者がセンターを使用する場合は、前項に定める使用料に100分の50を乗じて得た額を加算するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分	利用料金
	午前9時から午後10時まで
農事相談室	230円

農林業研修室	1,650円
農産物加工実習室	3,300円
相談室	230円
和室1	400円
和室2	400円
集会室	8,250円

備考

- 1 暖房設備を利用する場合は、利用料金の額の3割に相当する額を加算する。
- 2 利用料金に前項の額を加算した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(恵那市南部農業者トレーニングセンター条例の一部改正)

第21条 恵那市南部農業者トレーニングセンター条例（平成16年恵那市条例第134号）の一部を次のように改正する。

- 第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 市外に居住する者がセンターを使用する場合は、前項に定める使用料に100分の50を乗じて得た額を加算するものとする。ただし、電気料金については加算しない。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名	利用料金			
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	電気料金1時間当たり
体育館	アリーナ	810円	810円	810円
	和室	810円	810円	810円
	トレーニングルーム	480円	480円	480円

備考

- 1 電気料金を算定する場合に、利用時間に1時間未満の端数があるとき

は、これを1時間に切り上げる。

2 和室を利用する場合において、その利用内容がアリーナ若しくはトレーニングルーム又は運動広場利用後の休養のときは、無料とする。

3 トレーニングルームを利用する場合において、アリーナ利用者の利用のときは、無料とする。

施設名	利用料金				
	午前6時から午前8時まで	午前8時から午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	
運動広場	660円	1,320円	1,320円	660円	

備考 2以上の利用者が同時に利用するときの利用料金は、当該利用料金の2分の1に相当する額とする。

(恵那市山岡農村環境改善センター条例の一部改正)

第22条 恵那市山岡農村環境改善センター条例(平成16年恵那市条例第144号)の一部を次のように改正する。

別表中	1,650円	1,030円	を	2,470円
	300円	160円		450円
	300円	160円		450円
	300円	160円		450円
	300円	160円		450円

1,540円
240円
240円
240円
240円

に改める。

(恵那市山岡やすらぎの里条例の一部改正)

第23条 恵那市山岡やすらぎの里条例(平成16年恵那市条例第147号)の一部を次のように改正する。

<p style="text-align: center;">「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>3歳以上小学校就学前</td><td>1,570円／人</td></tr> <tr><td>小学生以上</td><td>2,095円／人</td></tr> <tr><td></td><td>1,570円／回</td></tr> <tr><td></td><td>1,047円／人</td></tr> <tr><td></td><td>4,191円／回</td></tr> <tr><td>3歳以上小学校就学前</td><td>523円／人</td></tr> <tr><td>小学生以上</td><td>1,047円／人</td></tr> <tr><td></td><td>1,570円／回</td></tr> <tr><td></td><td>1,047円／人</td></tr> <tr><td></td><td>4,191円／回</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">」</p>	3歳以上小学校就学前	1,570円／人	小学生以上	2,095円／人		1,570円／回		1,047円／人		4,191円／回	3歳以上小学校就学前	523円／人	小学生以上	1,047円／人		1,570円／回		1,047円／人		4,191円／回	<p style="text-align: center;">「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>3歳以上小学校就学前</td><td>2,350円／人</td></tr> <tr><td>小学生以上</td><td>3,140円／人</td></tr> <tr><td></td><td>2,350円／回</td></tr> <tr><td></td><td>1,570円／人</td></tr> <tr><td></td><td>6,280円／回</td></tr> <tr><td>3歳以上小学校就学前</td><td>780円／人</td></tr> <tr><td>小学生以上</td><td>1,570円／人</td></tr> <tr><td></td><td>2,350円／回</td></tr> <tr><td></td><td>1,570円／人</td></tr> <tr><td></td><td>6,280円／回</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">」</p>	3歳以上小学校就学前	2,350円／人	小学生以上	3,140円／人		2,350円／回		1,570円／人		6,280円／回	3歳以上小学校就学前	780円／人	小学生以上	1,570円／人		2,350円／回		1,570円／人		6,280円／回
3歳以上小学校就学前	1,570円／人																																								
小学生以上	2,095円／人																																								
	1,570円／回																																								
	1,047円／人																																								
	4,191円／回																																								
3歳以上小学校就学前	523円／人																																								
小学生以上	1,047円／人																																								
	1,570円／回																																								
	1,047円／人																																								
	4,191円／回																																								
3歳以上小学校就学前	2,350円／人																																								
小学生以上	3,140円／人																																								
	2,350円／回																																								
	1,570円／人																																								
	6,280円／回																																								
3歳以上小学校就学前	780円／人																																								
小学生以上	1,570円／人																																								
	2,350円／回																																								
	1,570円／人																																								
	6,280円／回																																								

に改める。

(恵那市明智農林水産物処理加工施設条例の一部改正)

第 24 条 恵那市明智農林水産物処理加工施設条例（平成 16 年恵那市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市外に居住する者が加工施設を使用する場合は、前項に定める使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

施設名		金額
		1 時間当たり
加工室	1 室	820円
休憩室		200円

(恵那市沖田コミュニティセンター条例の一部改正)

第 25 条 恵那市沖田コミュニティセンター条例（平成 20 年恵那市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

3 市外に居住する者が施設を使用する場合は、前項に定める使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算するものとする。

別表中	「	」	」
	209円	310円	に改め、同表備考
	314円	470円	
	523円	780円	
	419円	620円	

2 中「30 円」を「45 円」に、「60 円」を「90 円」に改め、同表備考第 3 中「60 円」を「90 円」に改める。

(恵那市山岡森林伝統文化体験交流施設条例の一部改正)

第 26 条 恵那市山岡森林伝統文化体験交流施設条例(平成 16 年恵那市条例第 174 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「次の表に掲げる額」を「1 時間当たり 594 円」に改め、同項の表を削る。

(恵那市山岡ネイチャーセンターライン条例の一部改正)

第 27 条 恵那市山岡ネイチャーセンターライン条例(平成 16 年恵那市条例第 175 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「次の表に掲げる額」を「1 時間当たり 594 円」に改め、同項の表を削る。

(恵那市イワクラ公園条例の一部改正)

第 28 条 恵那市イワクラ公園条例(平成 16 年恵那市条例第 176 号) の一部を次のように改正する。

別表中「1,100 円」を「1,500 円」に改める。

(恵那市市立公園条例の一部改正)

第 29 条 恵那市市立公園条例(平成 16 年恵那市条例第 189 号) の一部を次のように改正する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 (第 10 条関係)

第 7 条第 1 項の規定により有料公園施設を使用する場合(まきがね公園運動施設)

施設の種類	施設の区分	単位	使用料	留意事項
多目的広場		1 時間	1,400円	<p>1 使用面積が2分の1未満のときは、当該使用料の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 照明施設使用の場合、全面使用のときは、1時間につき2,400円、使用面積が2分の1未満のときは、1時間につき1,200円を加算する。</p>
野球場		1 時間	1,800円	<p>1 スコアボード（電光掲示板を使用する場合に限る。）を使用する場合は、1時間につき600円を加算する。</p> <p>2 本部室の冷暖房を使用する場合は、1時間につき200円を加算する。</p>

テニスコート	1面につき	1時間	500円	照明設備を使用する場合は、1面につき1時間800円を加算する。		
弓道場	専用使用	1時間	1,000円	1 専用使用は、15人以上の団体が使用する場合に行うことができる。 2 初心者は、弓道に熟達した者で市長が適當と認めた者		
	個人使用	1時間	110円	と同伴でなければ入場することができない。		
	回数券	110円券 22枚綴り	2,200円	3 照明施設等を使用する場合は、電気料として1時間につき、220円を加算する。ただし、分割使用をする場合は、2分の1の額を限度とする。		
体育館	競技場	入場料等を徴用	スポーツに使用一般	1時間	1,200円	1 競技場の面積を2分の1又は3分の1

	収しない場合					に分割し、それぞれを 1 単位として使用させることができる。この場合の使用料は、2 分の 1 又は 3 分の 1 に相当する額とする。
			高校生以下	1 時間	600円	
	入場料等を徴収する場合		スポーツ以外に使用	1 時間	4,714円	2 照明施設等を使用する場合は、電気料として 1 時間につき、1,380円を加算する。ただし、分割使用をする場合は、2 分の 1 の額を限度とする。
			アマチュアスポーツに使用	1 時間	4,714円	
	健康体力センター		アマチュアスポーツ以外に使用	1 時間	15,714円	回数券は、12回分を一般2,200円、高校生1,100円とする。
			一般	1 人 1 回	220円	
	会議室		高校生	1 人 1 回	110円	1 冷暖房を使用する場合は、1 時間につき300円を加算する。 2 会議室等を2 分の 1 に分割して使用す
				1 時間	300円	
	和室			1 時間	300円	

				る場合は、2分の1に相当する額とする。
附属施設・設備・器具	放送設備	1式1回につき	1,200円	
	シャワー設備	1回	110円	

備考

- 1 市外在住者が主として使用する場合は、使用料の1.5倍に相当する額とする。
- 2 時間の算出単位において、1時間未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- 3 使用料の算出について1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 4 使用時間には、準備及び原状回復のために要する時間も含むものとする。

(恵那市学校設置条例の一部改正)

第30条 恵那市学校設置条例（平成16年恵那市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

区分	単位	使用料	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
屋内運動場	体育館	1時間	400円	700円 1,300円
	格技場・武道場・柔剣道場・卓球室	1時間	300円	— 1,300円
屋外運動場	グラウンド	1時間	400円	1,200円 —
	テニスコート	1時間	400円	500円 —
校舎	教室（1教室につき）	1時間	400円	— 240円

家庭科室（1 家庭科室につ き。冷暖房料金 を除く光熱水費 を含む。）	1時間	910円	—	240円
---	-----	------	---	------

(恵那文化センター条例の一部改正)

第31条 恵那文化センター条例（平成16年恵那市条例第217号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

1 恵那文化会館（大ホール）

区分	午前9時か ら正午まで	午後1時か ら午後4時 まで	午後5時か ら午後10時 まで	午前9時か ら午後4時 まで	午後1時か ら午後10時 まで
大ホール	18,750円	18,750円	31,500円	44,100円	57,000円
午前9時か ら午後10時 まで	1時間当たりの延長料 金	1時間当たりの冷暖房 料金			
	88,200円	7,500円	5,490円		

2 恵那文化会館（大ホール以外）

区分	1時間当たり の使用料	1時間当たり の延長料金	1時間当たり の冷暖房料金
第1楽屋	450円	450円	240円
第2楽屋	450円	450円	240円
第3楽屋	450円	450円	240円
第4楽屋	450円	450円	240円
シャワー室	910円	910円	—
リハーサル室	450円	450円	240円
展示室（兼会議室）	450円	450円	240円
展示室	910円	910円	240円
第1練習室	450円	450円	240円

第2練習室	450円	450円	240円
第3練習室	450円	450円	240円
ホワイエのみ	1,950円	1,950円	1,540円

3 恵那市中央公民館

区分	1時間当たりの使用料	1時間当たりの延長料金	1時間当たりの冷暖房料金
集会室	1,950円	1,950円	2,340円
第1楽屋	450円	450円	240円
第2楽屋	450円	450円	240円
第1会議室	450円	450円	240円
第2会議室	450円	450円	240円
第3会議室	450円	450円	240円
和室	450円	450円	240円
視聴覚室	910円	910円	240円
多目的研修室	450円	450円	240円
調理実習室	910円	910円	240円

備考

1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、基本使用料に、次の表の割合を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる二種類以上の入場料を徴収するときは、その最高の入場料によるものとする。ただし、教育、文化振興及び地域活性化のために使用し、公益的な活動のものについてはこの限りではない。

入場料1人当たり徴収額の最高額	商業宣伝、営業又はこれに類する目的の場合の割合	その他の場合の割合
500円以上1,500円未満	100分の120	100分の80
1,500円以上3,000円未満	100分の200	100分の90
3,000円以上	100分の330	100分の120

2 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収しない場合でも、商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって使用する場合は、基本

使用料に 100 分の 120 を乗じて得た額を加算する。

- 3 練習又は準備のために使用する場合の使用料は、基本使用料に相当する額とする。ただし、大ホール及び集会室のうち舞台のみを使用する場合は、基本使用料の額の 100 分の 30 に相当する額とする。
- 4 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- 5 使用料の額に、10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 6 附属設備及び備品の使用料は、15,420 円の範囲内で規則で定める額とし、屋外電気使用料及び屋外水道使用料は、規則で定める額とする。

(恵那市市民会館条例の一部改正)

第 32 条 恵那市市民会館条例（平成 16 年恵那市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 を次のように改める。

別表 1 （第 7 条関係）

コミュニティ施設使用料

区分	利用料金 (1 時間当たり)	冷暖房料金 (1 時間当たり)
第 1 会議室	450 円	240 円
第 2 会議室	450 円	240 円
第 3 会議室	450 円	240 円
小会議室	450 円	240 円
和室	450 円	240 円
音楽室	450 円	240 円
調理実習室	910 円	240 円
研修室	450 円	240 円

備考

- 1 調理実習室の使用料には、冷暖房料金を除く光熱水費を含む。
- 2 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は商業宣伝、その他これに類する目的で使用する場合は、使用料に 100 分の 120 を乗じて得た額を加算する。ただし、教育、文化振興及び地域活性化のため

に使用し、公益的な活動のものに使用する場合についてはこの限りではない。

- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 4 準備及び撤去に要した時間も使用時間に含む。
- 5 使用料の額に、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

「 「 「

760円
1, 530円
2, 310円
3, 070円
5, 400円
10, 800円

」 を 」

1, 140円
2, 290円
3, 460円
4, 600円
8, 100円
16, 000円

」 に改め、 「

暖

」

房機器	1枚1時間 につき	300円	
-----	--------------	------	--

を削り、同

」

表備考3中「510円」を「760円」に改める。

(恵那市明智かえでホール条例の一部改正)

第33条 恵那市明智かえでホール条例（平成16年恵那市条例第225号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

1 かえでホール（ホール）

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後4時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	1時間当たりの延長料金	1時間当たりの冷暖房料金
ホー ル	10, 260円	10, 260円	17, 040円	24, 010円	30, 790円	44, 550円	4, 020円	1, 540円

2 かえでホール（ホール以外）

区分	1時間当たりの 使用料	1時間当たりの 延長料金	1時間当たりの 冷暖房料金
練習室	450円	450円	240円
控室 1	450円	450円	240円
控室 2	450円	450円	240円
会議室	450円	450円	240円
ロビーのみ	1,830円	1,830円	360円

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、基本使用料に、次の表の割合を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる二種類以上の入場料を徴収するときは、その最高の入場料によるものとする。

入場料 1人当たり徴収額の最高額	商業宣伝、営業又は これに類する目的の 場合の割合	その他の場合の割合
500円以上1,500円未満	100分の120	100分の80
1,500円以上3,000円未満	100分の200	100分の90
3,000円以上	100分の330	100分の120

- 2 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収しない場合でも、商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって使用する場合は、基本使用料に100分の120を乗じて得た額を加算する。
- 3 練習又は準備のために使用する場合の使用料は、基本使用料に相当する額とする。ただし、ホールの舞台のみを使用する場合は、基本使用料の額の100分の30に相当する額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 5 使用料の額に、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 6 附属設備及び備品の使用料並びに屋外電気使用料及び屋外水道使用料は、規則で定める額とする。

(恵那市佐藤一斎學びのひろば条例の一部改正)

第34条 恵那市佐藤一斎學びのひろば条例（令和6年恵那市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中	〔	<table border="1"><tr><td>610円</td><td>160円</td></tr><tr><td>300円</td><td>160円</td></tr><tr><td>300円</td><td>160円</td></tr></table>	610円	160円	300円	160円	300円	160円	を	〔	<table border="1"><tr><td>910円</td></tr><tr><td>450円</td></tr><tr><td>450円</td></tr></table>	910円	450円	450円	〕
610円	160円														
300円	160円														
300円	160円														
910円															
450円															
450円															

240円
240円
240円

に改める。

〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料金、手数料、観覧料、入館料その他の公の施設の使用に係る料金の取扱いについては、なお従前の例による。

議第92号

恵那市印鑑条例の一部改正について

恵那市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市印鑑条例の一部を改正する条例

恵那市印鑑条例(平成 16 年恵那市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号口」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

議第93号

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第94号

恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

し尿処理手数料を改定するとともに不定期収集料金を追加するため、この条例を定める。

恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	し尿	収集運搬	18Lまでごとに	224 円	を
-----	----	------	----------	-------	---

」

「

し尿	定期収集	18Lまでごとに	269 円	に改める。
	不定期収集	90Lまで	1,345 円	
		90Lを超える場合 18Lまでごとに	269 円	

」

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第95号

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年
恵那市条例第 37 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第96号

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部
改正に伴い、虐待に該当する行為が規定されている法令名を引用するなど所要の
改正をするため、この条例を定める。

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第97号

恵那市スポーツ施設条例の一部改正について

恵那市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那南地区中学校の統廃合により、学校施設をスポーツ施設として位置付けるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

恵那市スポーツ施設条例（平成23年恵那市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

恵那市山岡グラウンド	恵那市山岡町上手向1161番地1
恵那市明智グラウンド	恵那市明智町947番地9
恵那市上矢作グラウンド	恵那市上矢作町漆原41番地4
恵那市まきがね西体育館	恵那市長島町中野1269番地440
恵那市毛呂窪体育館	恵那市笠置町毛呂窪1042番地
恵那市山岡B&G海洋センター体育館	恵那市山岡町下手向33番地1
恵那市明智B&G海洋センター体育館	恵那市明智町1138番地1
恵那市上矢作体育館	恵那市上矢作町漆原33番地2
恵那市山岡B&G海洋センタープール	恵那市山岡町下手向33番地1
恵那市明智B&G海洋センタープール	恵那市明智町1138番地1
恵那市上矢作プール	恵那市上矢作町1827番地1
恵那市山岡テニスコート	恵那市山岡町下手向33番地1
恵那市上矢作テニスコート	恵那市上矢作町漆原41番地4

」

「

を

に改める。

恵那市岩村第2グラウンド	恵那市岩村町 1273 番地 1
恵那市山岡グラウンド	恵那市山岡町上手向 1161 番地 1
恵那市明智グラウンド	恵那市明智町 947 番地 9
恵那市明智第2グラウンド	恵那市明智町 60 番地 1
恵那市上矢作グラウンド	恵那市上矢作町漆原 41 番 地 4
恵那市上矢作第2グラウンド	恵那市上矢作町漆原 74 番 地 1
恵那市まきがね西体育館	恵那市長島町中野 1269 番 地 440
恵那市毛呂窪体育館	恵那市笠置町毛呂窪 1042 番地
恵那市岩村体育館	恵那市岩村町 1273 番地 1
恵那市山岡 B & G 海洋センター 体育館	恵那市山岡町下手向 33 番 地 1
恵那市明智 B & G 海洋センター 体育館	恵那市明智町 1138 番地 1
恵那市明智体育館	恵那市明智町 60 番地 1
恵那市上矢作体育館	恵那市上矢作町漆原 33 番 地 2
恵那市上矢作第2体育館	恵那市上矢作町漆原 63 番 地 1
恵那市山岡 B & G 海洋センター プール	恵那市山岡町下手向 33 番 地 1
恵那市明智 B & G 海洋センター プール	恵那市明智町 1138 番地 1
恵那市上矢作プール	恵那市上矢作町 1827 番地 1
恵那市山岡テニスコート	恵那市山岡町下手向 33 番 地 1

恵那市岩村テニスコート	恵那市岩村町飯羽間 2981 番地 29
恵那市明智テニスコート	恵那市明智町 60 番地 1

」

「

恵那市まきがね西 グラウンド	恵那市毛呂窪グラ ウンド
恵那市中野方グラ ウンド	恵那市岩村グラウ ンド
恵那市岩村第2グラ ウンド	恵那市岩村第2グラ ウンド
恵那市山岡グラウ ンド	恵那市山岡グラウ ンド
恵那市明智グラウ ンド	恵那市明智第2グラ ウンド
恵那市上矢作グラ ウンド	恵那市上矢作グラ ウンド
恵那市上矢作第2 グラウンド	恵那市まきがね西 体育館
恵那市毛呂窪体育 館	恵那市岩村体育館
恵那市上矢作グラ ウンド	

「

	恵那市まきがね西 体育館		恵那市山岡 B & G 海洋センタ一体育 館
別表第 3 中	恵那市毛呂窪体育 館	を	に改める。
	恵那市山岡 B & G 海洋センタープー ル		恵那市明智体育館
	恵那市明智 B & G 海洋センタープー ル		恵那市上矢作体育 館
	恵那市上矢作体育 館		恵那市上矢作第 2 体育館
	恵那市山岡 B & G 海洋センタープー ル		恵那市山岡 B & G 海洋センタープー ル
	恵那市明智 B & G 海洋センタープー ル		恵那市明智 B & G 海洋センタープー ル
	恵那市上矢作プー ル		恵那市上矢作プー ル
	恵那市山岡テニス コート		恵那市山岡テニス コート
	恵那市上矢作テニ スコート		恵那市岩村テニス コート
			恵那市明智テニス コート

別表第 4 を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

名称	区分	単位	使用料	照明料	備考
恵那市まきがね西グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
恵那市まきがね西体育館	体育館	1時間	400円	700円	
恵那市毛呂窪グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
恵那市中野方グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
恵那市岩村グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
	管理棟	—	無料	無料	
恵那市岩村第2グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
恵那市山岡グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
恵那市明智グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
	管理棟放送室	—	無料	無料	
	管理棟会議室	—	無料	無料	
恵那市明智第2グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
恵那市上矢作グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
恵那市上矢作第2グラウンド	グラウンド	1時間	400円	1,200円	
恵那市毛呂窪体育馆	体育馆	1時間	400円	700円	
恵那市岩村体育馆	体育馆	1時間	400円	700円	
	武道場	1時間	300円	無料	
恵那市山岡B&G海洋センター	体育馆	1時間	400円	700円	
	プール(幼児と保育)	1回	110円	—	幼児につ

	(護者)				いては保 護者同伴
	プール（小中学 生、高校生及びこ れに準ずる者）	1回	110円	—	
	プール（一般）	1回	220円	—	
	プール（回数券）	110円券 11枚綴 り	1,100円	—	
	柔剣道場	1時間	300円	無料	
	会議室	—	無料	無料	
恵那市明智B & G海洋センター	体育館	1時間	400円	700円	
	プール（幼児と保 護者）	1回	110円	—	幼児につ いては保 護者同伴
	プール（小中学 生、高校生及びこ れに準ずる者）	1回	110円	—	
	プール（一般）	1回	220円	—	
	プール（回数券）	110円券 11枚綴 り	1,100円	—	
	会議室	—	無料	無料	
恵那市明智体育 館	体育館	1時間	400円	700円	
	武道場	1時間	300円	無料	
恵那市上矢作体 育館	体育館	1時間	400円	700円	
恵那市上矢作第 2体育館	体育館	1時間	400円	700円	
恵那市上矢作プ ール	プール（幼児と保 護者）	1回	110円	—	幼児につ いては保

					護者同伴
	プール（小中学生、高校生及びこれに準ずる者）	1回	110円	—	
	プール（一般）	1回	220円	—	
	プール（回数券）	110円券 11枚綴り	1,100円	—	
恵那市山岡テニスコート	テニスコート（1面）	1時間	500円	600円	
恵那市岩村テニスコート	テニスコート（1面）	1時間	500円	600円	
恵那市明智テニスコート	テニスコート（1面）	1時間	500円	600円	
恵那市明智武道館	武道館	1時間	300円	無料	
恵那市山岡弓道場	弓道場（個人）	1時間	110円	無料	
	弓道場（専用）	1日	700円	無料	
恵那市明智弓道場	弓道場（個人）	1時間	110円	無料	
	弓道場（専用）	1日	700円	無料	
恵那市串原弓道場	弓道場（個人）	1時間	110円	無料	
	弓道場（専用）	1日	700円	無料	
恵那市上矢作弓道場	弓道場（個人）	1時間	110円	無料	
	弓道場（専用）	1日	700円	無料	
恵那市山岡マレットゴルフ場	マレットゴルフ場（個人）	1日	300円	—	ステイック及びボール一式を含む。
	マレットゴルフ場（個人）	1年間	3,000円	—	ステイック及びボール一式を

				含む。
マレットゴルフ 場 (団体)	1日	3,000円	—	ステイツ ク及びボ ール一式 を含む。
恵那市笠置峡ボ ート・カヌー場	ボート・カヌー場	—	無料	—

備考

- 1 弓道場における専用とは施設又は附属設備若しくは器具を大会、講習会、試合等で独占使用することをいう。
- 2 1年間とは4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 マレットゴルフ場における団体とは10人以上のグループをいう。
- 4 使用時間又は超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料金、その他公の施設の使用に係る料金の取扱いについては、なお従前の例による。

議第98号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市共同福祉会館

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町1120番地94

恵那労働基準協会恵中支部

支部長 藤下 和也

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第99号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 岩村上町まちなか交流館

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市岩村町209番地4

城下町ホットいわむら

会長 松浦 史和

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第100号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|------------------|--|
| 1 施設の名称 | まきがね公園
恵那市まきがね西体育館
恵那市まきがね西グラウンド |
| 2 指定管理者となる団体の名称等 | 恵那市長島町中野1269番地389
公益財団法人恵那市スポーツ連盟
会長 山本 好作 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

議第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 恵那市山岡B & G海洋センタ一体育館
恵那市山岡B & G海洋センタープール
恵那市山岡B & G海洋センター柔剣道場
恵那市山岡グラウンド
恵那市山岡テニスコート
恵那市山岡マレットゴルフ場 |
|---------|--|

- | | |
|------------------|--|
| 2 指定管理者となる団体の名称等 | 恵那市長島町中野1269番地389
公益財団法人恵那市スポーツ連盟
会長 山本 好作 |
|------------------|--|

- | | |
|---------|------------------------|
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |
|---------|------------------------|

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市明智B & G海洋センタービル
恵那市明智B & G海洋センタープール
恵那市明智グラウンド
恵那市明智武道館

2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町中野1269番地389
公益財団法人恵那市スポーツ連盟
会長 山本 好作

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市上矢作プール

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市長島町中野1269番地389

公益財団法人恵那市スポーツ連盟

会長 山本 好作

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 中山道広重美術館

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町176番地1

公益財団法人中山道広重美術館

理事長 長谷川 佳子

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市指定文化財旧三宅家

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市明智町1884番地3

公益財団法人日本大正村

理事長 大塩 康彦

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第106号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 木村邸資料館
工芸の館土佐屋
江戸城下町の館勝川家
いわむら美術の館
旧石橋家住宅
岩村藩鉄砲鍛冶加納家 |
|---------|---|

- | | |
|------------------|--|
| 2 指定管理者となる団体の名称等 | 恵那市大井町286番地の25
一般社団法人恵那市観光協会
会長 阿部 伸一郎 |
|------------------|--|

- | | |
|---------|------------------------|
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |
|---------|------------------------|

議第107号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 山岡健康増進センター

2 指定管理者となる団体の名称等

多治見市大針町661番地の1

アクトス・三幸共同事業体

株式会社アクトス 代表取締役 岡本 健

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第108号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市大井児童センター
恵那市中野児童センター

2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 西部 良治

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第109号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市こども発達センター・にじの家
恵那市こども発達センター・おひさま

2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 西部 良治

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第110号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市障害福祉サービス事業所明智ひとつばたご

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町727番地11

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会

会長 西部 良治

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第111号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市福祉センター
岩村福祉センター
明智福祉センター
串原福祉センター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 西部 良治

- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第112号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 山岡ショートステイほのぼの荘

2 指定管理者となる団体の名称等

愛知県春日井市細野町字大久手3119番地の2

株式会社朋優

代表取締役 小林 泰敏

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第113号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 デイサービスセンター恵愛

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市長島町永田382番地38

社会福祉法人恵和会

理事長 森川 千江子

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第114号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 デイサービスセンター明日香苑

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市長島町永田382番地38

社会福祉法人恵和会

理事長 森川 千江子

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第115号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 岩村デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町727番地11

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会

会長 西部 良治

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第116号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 山岡デイサービスセンターゆとり

2 指定管理者となる団体の名称等

愛知県春日井市細野町字大久手3119番地の2

株式会社朋優

代表取締役 小林 泰敏

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第117号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 明智デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町727番地11

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会

会長 西部 良治

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第118号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 串原デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町727番地11

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会

会長 西部 良治

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第119号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 デイサービスセンター福寿苑
特別養護老人ホーム福寿苑

2 指定管理者となる団体の名称等
中津川市付知町4575番地1
社会福祉法人恵北福祉会
理事長 桂川 一二

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第120号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 特別養護老人ホーム明日香苑

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市長島町永田382番地38

社会福祉法人恵和会

理事長 森川 千江子

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第121号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 ケアハウス明日香苑

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市長島町永田382番地38

社会福祉法人恵和会

理事長 森川 千江子

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第122号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市寿限無の里

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町727番地11

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会

会長 西部 良治

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第123号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 養護老人ホーム恵光園

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市長島町永田382番地38

社会福祉法人恵和会

理事長 森川 千江子

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第124号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 岩邑いきがい会館

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市長島町正家一丁目5番地16

公益社団法人恵那市シルバー人材センター

理事長 各務 一彦

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第125号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 岩村まち並みふれあいの館

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町286番地の25

一般社団法人恵那市観光協会

会長 阿部 伸一郎

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 ヘルシーhaus山岡

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市明智町469番地の4

明知鉄道株式会社

代表取締役 小坂 喬峰

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第127号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称
- 日本大正村資料館
 - 天久資料館
 - 大正ロマン館
 - 大正時代館
 - 大正の館
 - 絵画館
 - ギャラリーみたかや
 - 日本大正村役場

2 指定管理者となる団体の名称等

- 恵那市明智町1884番地3
- 公益財団法人日本大正村
- 理事長 大塩 康彦

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第128号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 くしはら温泉ささゆりの湯

マレットハウスいっぷく

マレットゴルフ場

グラウンド・ゴルフ場

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市串原3135番地2

有限会社ささゆり

代表取締役 安藤 衛

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第129号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 山岡特産品展示施設

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市山岡町田代1565番地169

株式会社山岡のおばあちゃん市

代表取締役 鈴木 雅博

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第130号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 大正村コテージこもれび

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市明智町456番地

大正ロマン株式会社

代表取締役 小坂 喬峰

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第131号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 道の駅そばの郷らっせいみさと

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市三郷町佐々良木1461番地の1

有限会社らっせいみさと

代表取締役 堀川 英二

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第132号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 道の駅おばあちゃん市・山岡

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市山岡町田代1565番地169

株式会社山岡のおばあちゃん市

代表取締役 鈴木 雅博

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第133号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 不動の滝農産物直売所

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市中野方町41番地1

農事組合法人なかのほう不動滝やさいの会

代表理事 鈴村 佳代子

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第134号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 奥矢作レクリエーションセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市串原827番地

特定非営利活動法人奥矢作森林塾

理事長 小林 太朗

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第135号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 タウンプラザ恵那

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町286番地の25

一般社団法人恵那市観光協会

会長 阿部 伸一郎

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 明智駅前プラザ

2 指定管理者となる団体の名称等

愛知県春日井市細野町字大久手3119番地の2

株式会社朋優

代表取締役 小林 泰敏

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第137号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市根の上高原国民休養地

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市東野2390番地の165

一般財団法人国民宿舎恵那山荘

理事長 保母 鎮利

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第138号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市田園空間ビジターセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市笠置町姫栗10番地2

笠置地域協議会

会長 吉田 健市

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第139号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市南部農業者トレーニングセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市三郷町野井1987番地2

恵那市野井区

区長 駒宮 博男

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第140号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 山岡やすらぎの里

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市山岡町馬場山田98番地

石楠花管理組合

組合長 村上 光明

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第141号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 山岡花・野菜苗育苗施設

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市明智町吉良見560番地1

いきいきファーム株式会社

代表取締役 小林 泰敏

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第142号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 明智農林水産物処理加工施設おんさい工房

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市明智町880番地の1

農事組合法人おんさい工房

代表理事 堀 武敏

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第143号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 しでこぶしの里 悠楽館

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市飯地町571番地1

沖ノ洞農事改良組合

組合長 山口 勝美

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第144号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 山岡森林伝統文化体験交流施設
山岡ネイチャーセンター
イワクラ公園

2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町正家613番地10
特定非営利活動法人夕立山森林塾
理事長 佐藤 大輔

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第145号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那駅西駐車場（自動車）
恵那駅西駐車場（自転車）
武並駅前自転車駐車場

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町正家一丁目5番地11
恵那市商店街振興組合
理事長 大塚 康芳

- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第146号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 ふれあいエコプラザ

2 指定管理者となる団体の名称等

恵那市大井町2716番地195

特定非営利活動法人ふれあいの家

理事長 各務 康広

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議第147号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第二百九十条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、事務の承継について地方自治法施行令第二百十八条の二の規定による特別の定めを規約に追加するため、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を次のように変更する。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第148号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打ち切り決算の審査及び認定等について関係地方公共団体と協議する。

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に代わる同意書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定による岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

記

1 解散の期日

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。
- (4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。
- (5) 打ち切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。
- (6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は（仮称）岐阜県

軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

4 職員の処遇等

- (1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例（平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号）第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。
- (3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議第149号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

